

伊勢市農業委員会 第237回 総会議事録

日 時	令和7年9月16日（火） 13時55分～14時51分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	17名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 9番 松野 武史 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
欠席委員	2名 4番 山添 久憲 15番 松岡 壯次
総会出席職員	農業委員会事務局 中野 雅之（係長） 伊藤 和也（主事）
会議録署名者	7番 中山 隆文 17番 中西 正夫
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について （農地中間管理機構への要請分）
報告事項	1. 農用地利用集積計画の中途解約について 2. 農地法第5条の規定による許可の取消について 3. その他

議 長	定刻より少し早いですが、ただいまから、伊勢市農業委員会第237回総会を開会いたします。 本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 7番の 中山 隆文 さん 17番の 中西 正夫 さん のご両名にお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
係 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について (農地中間管理機構への要請分) 以上6件でございます。よろしくお願いいたします。
議 長 主 事	それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。 では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料及び地図、議案の差替分と吹上駐車場の案内図を配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。 それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は6件、田が2筆2,549㎡、畑が4筆2,417㎡の計6筆4,966㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明いたします。

それでは1－1ページをご覧ください。

1番、こちらは贈与でございます。受人は一色町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は一色町地内 一色排水機場より南西へ220mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

2番、こちらも贈与でございます。受人は村松町の田（現況：畑）1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 伊勢市北浜スポーツグラウンドより北西へ80mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番、こちらは売買でございます。受人は東大淀町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 伊勢市北浜支所より南へ390mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

4番、こちらも売買でございます。受人は楠部町の田（現況：畑）1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 市立伊勢総合病院より南へ10mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

5番、こちらも売買でございます。受人は小俣町明野の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より南西へ190mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

6番、こちらも売買でございます。受人は御薗町上條の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は磯町地内 市立御薗中学

		校より東へ 50mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。 5 番については、新規耕作者のため営農計画書が提出されています。 取得農地については、雑草を処理した後に起耕して、よもぎを栽培するとのことです。なお、必要な農機具類は義父から借用し作業を行うとのことです。事例がない作物でしたので、県の機関への問合せと本人からの聞き取りを行いました。県の機関によると、津管内で栽培しているグループがあり作ることに支障はないとのことであり、収穫後の販売等をどう考えているかを確認すべきとの回答でした。本人からは、草餅等の原料となるよもぎの不足を業者から聞いており、最終的には福祉施設へ加工を委託し、業者へ原料として卸すことを考えているとのことでした。以上のことから、事務局において適正であると判断し、<u>許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。</u> 議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 6 番について、何を耕作する予定か。
主	事	キャベツ、サツマイモ、白菜、じゃがいも、トマト等をそれぞれの季節に応じて栽培する計画が出ております。
議	長	4 番についてはどうか。
主	事	さつまいも、大根、栗を栽培する予定です。
議	長	2 番はどうか。
主	事	営農計画書は提出されていませんが、野菜を栽培予定です。

出口委員	しばらくは耕作されると思うが、3年から5年経過してくると放置される可能性も高まってくると思うが、営農状況の確認についてはどう考えているか。
主 事	近日中に推進委員に周知して、今年度については、農地取得の下限面積が撤廃された令和5年4月以降に農地を新規取得した方の農地を対象として、1月頃に事務局職員と一緒にパトロールを行い、来年度については、年2回ほどパトロールする予定です。
出口委員	市としても人員が限られるなか営農確認するのは大変だと思うので、例えば継続的に推進委員が確認する体制を作るなどしていかないと、今後様々な問題が起こってくるのではないかな。
係 長	まさにその対策として、推進委員には毎年利用状況調査を行っていただいているので、新規取得者の農地を重点的に確認していただき、かつ職員同行で年2回パトロールを行いながら、毎月の活動の一環として農地パトロールをしていただく意識を持っていただき体制を作っていきたい。そして、年に2回、総会で報告していく予定です。
出口委員	新規取得される方に、最近は高齢の方が多いようだが、後継者がいない場合等は荒廃農地となる可能性が高いと思うので、そのあたりどう考えているのか。
係 長	制度上、高齢の方であれば農地を取得できないわけではないし、後継者不在でも農地取得は可能であるので、将来的に荒廃することは十分に考えられます。そうしたことを少しでも防止するために事務局職員と推進委員共同で農地パトロールを行います。農業委員の皆様にも、ぜひ普段から農地をパトロールしていただくことで荒廃農地の増加を少しでも止められると考えていますので、ご協力をお願いします。
議 長	ほかにございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない

	ようでございますので、1号議案を承認いたしたいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認することに決定いたしました。 続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
係 長	2ページをお願いします。 議案第2号「事業計画変更承認申請について」でございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ1筆の1,148㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ(2-1)をご覧ください。 1番、こちらは平成7年5月15日付で農地法第5条にて許可した、売買による住宅と倉庫建築でございました。申し出によりますと、譲受人である山下ちゑ・太親子が住宅及び倉庫を建てるために造成工事を行ったが、更地になった状態から建築が進んでいなかったところ、市の補助金交付制度を活用して自治会館を建設することが確実となったので、建設用地を探していた三軒屋自治会から、賃貸の申し入れがあったため、事業計画変更を申請したものでございます。なお、転用申請が【5条-9番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。 議案第2号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご

	異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第2号「事業計画変更承認申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
係 長	3ページをお願いします。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ2筆の85㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、申請者は楠部町の畑2筆と隣接して所有する宅地2筆 計256.18㎡と一体利用して、平屋建て住宅 1棟 建築面積92.67㎡としたいとの申請にございます。 申請地は、楠部町地内 伊勢市四郷支所より南西へ230mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、事前着工と判断されました。そのため、始末書の提出を求めたところ、亡父親が平成6年頃より、自宅建設に伴って一緒に造成工事をしてしまったとのことでした。よって、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は27%、排水は合併浄化槽を経て東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。 議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 (異議なしの声あり)

係 長	ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、３号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 ４ページをお願いします。 議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」でございます。件数は１４件、内訳といたしまして、田が７筆 3,962 ㎡、畑が１２筆 3,845.66 ㎡の 計 19 筆 7,807.66 ㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ（４－１）をご覧ください。 １番、こちらは売買でございます。受人は、竹ヶ鼻町の畑１筆を譲り受け、隣地の宅地 １筆 52.72 ㎡も同様に譲り受け一体利用して、住宅２階建て１棟 建築面積 74.42 ㎡とカーポート２棟 建築面積計 28.87 ㎡としたいとの申請にございます。申請地は竹ヶ鼻町地内 市立港中学校より西へ 20m に位置する第３種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 25%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。 ２番、こちらでも売買でございます。受人である群馬県桐生市美原町で不動産等を営む株式会社カチタス 代表取締役 新井健資さんが、神久１丁目の畑１筆を譲り受けて、宅地の拡張としたいとの申請にございます。なお、隣接する宅地３筆 計 208.25 ㎡は、既に取得しています。申請地は神久１丁目地内 寝起松公園に隣接する第３種農地でございます。本申請地につきましては、平成１０年１１月頃に隣接する宅地の造成工事を行った業者が一体地と勘違いして一緒に造成をしてしまったと思われるとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、
------------	---

現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

3番、こちらでも売買でございます。受人である前山町で家屋解体工事等を営む梅田建設有限会社 代表取締役 梅田成壽さんが、前山町の畑1筆を譲り受けて、重機及び社用車の駐車場 6台分としたいとの申請にございます。なお、同時に取得する隣の転用許可済地【畑1筆 381㎡】と住宅1棟を社員寮として活用します。申請地は前山町地内 伊勢市宮本支所より南へ540mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は隣地の土地・建物を社員寮として同時に取得することが確実であり、寮の従業員も使う事業用の車両や重機を停めるために使う駐車場です。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

4番、こちらでも売買でございます。受人である前山町で家屋解体工事等を営む梅田建設有限会社 代表取締役 梅田成壽さんが、前山町の畑1筆を譲り受けて、従業員用寮利用者のための乗用車5台及び原付2台の駐車場7台分としたいとの申請にございます。申請地は前山町地内 伊勢市宮本支所より南へ660mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として離隔及び法面を形成するとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。今秋より、海外から従業員3名以上の受け入れを予定しているが、既存駐車場を別用途で使用しているため、寮入居者が安全かつ円滑に利用できる駐車場を整備することから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

5番、こちらは使用貸借でございます。受人は、西豊浜町の田1筆を父親から借り受けて、2階建て住宅 1棟 建築面積94.78㎡としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 森区公民館より南西へ60mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は合併浄化槽を経て南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらは売買でございます。受人は、西豊浜町の畑1筆を譲り受けて、

住宅2階建て1棟 建築面積 67.90 m²としたいとの申請にございます申請地は西豊浜町地内 丁塚古墳より南へ190mに位置する第2種農地でございます。本申請地につきましては、10年程前に防草対策として碎石を敷いてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽を経て北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

7番、こちらでも売買でございます。受人である村松町で肥料・農薬等や農業用資材等の販売業務等を営む有限会社ヤマタネ 取締役 山中秀穂さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、資材置場及び試験用圃場としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町3交差点より北西へ190mに位置する第2種農地でございます。本申請地につきましては、令和4年5月頃より、ハウス資材の保管場所が不足したため、保管場所として利用してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は隣地で事業をしており事業所兼倉庫が建てられており、事業を継続していくために必要なものです。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

8番、こちらでも売買でございます。受人である村松町で船舶製造業等を営む株式会社エルモ 代表取締役 坂口毅さんが、村松町の畑4筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西へ380mに位置する第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は隣地で事業をしており、事務所及び工場を併設しているため資材置場が狭く、受注増加傾向にあり更に置き場が必要になったことと、搬入トラックの出入りの安全確保のためにも必要なものです。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

9番、こちらは賃貸借でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更【住宅・倉庫から自治会館建築へ】に伴って、申請された案件で、受人は、村松町の田1筆を借り受けて、自治会館としたいとの申請

にございます。なお、受人は三軒屋自治会長である個人ですが、これは法人格を有しない任意団体の申請のためで、団体としての規約及び会議録の写しを確認し、事務局において適正であると判断いたしました。また、地縁団体の認可に向けて現在準備中であり、年内に認可の見込みがあることを担当の市民交流課に確認済みです。よって、自治会館は三軒屋自治会として登記されることになります。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より南へ350mに位置する第2種農地にございます。本申請地につきましては、5条許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて東側敷地内側溝から北側既設排水路へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことにございます。

10番、こちらは売買でございます。受人は、楠部町の田2筆を譲り受け、駐車場22台分としたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 イオン伊勢店より西へ180mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで北側既設排水路へ放流とし、被害防除としては擁壁を設置するとのことにございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は隣地にアパートを所有しており、入居者が利用する駐車場が戸数に対して不足しており、それを補うために必要なものです。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

11番、こちらでも売買でございます。受人である円座町で土木建築・不動産等を営む株式会社森組 代表取締役 森庄平さんが、小俣町元町の田1筆を譲り受けて、分譲宅地3区画 749.74㎡と道路としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実に認められるという規定に該当し、例外的に許可しうる案件でございます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より北西へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことにございます。

12番、こちらでも売買でございます。受人は、小俣町明野の畑1筆を譲り受け

て、隣地の宅地 1 筆 188.95 m²も同様に譲り受け一体利用して、住宅2階建て1棟 建築面積 94.40 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野條地内 近鉄明野駅より南西へ220mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は29%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

13 番、こちらは贈与でございます。受人である御菌町新開区 代表者 東浦良幸さんが、御菌町新開の畑1筆を譲り受けて、祠としたいとの申請にございます。なお、御菌町新開区は、地縁団体として認可されているため、土地を所有することが可能です。申請地は御菌町新開地内 新開臥竜梅公園より南東へ40mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、遅くとも50年前より、自治会のための祠を設置するために造成して利用していたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

14 番、こちらは売買でございます。受人は、御菌町小林の田2筆を譲り受けて、本人が経営する有限会社 秋無建設への貸駐車場6台分としたいとの申請にございます。申請地は御菌町小林地内 小林墓地より南東へ200mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土羽を設置するとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請地の近隣にある企業の敷地内に重機及び車両を配備して事業活動を行っているが、更に自己所有地を確保することで事業の安定と拡大を図る目的があることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。
出口委員	添付資料の位置図についての質問あり（係長から説明を行う）
議 長	ほかにございませんか （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 異議なしということでございますので、議案第４号の農地法第５条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして、議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
係 長	５ページをお願いします。 議案第５号「非農地証明願について」でございます。件数は１件、内訳といたしまして、田のみ７筆の 3,415 ㎡でございます。詳細について説明させていただきます。 次ページ（５－１）をご覧ください。 １番、前山町の田７筆で現況は山林でございます。こちらは昭和６２年に父親が相続をした時点で山林化しており現在に至るとのこと、国土地理院認証の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 議案第５号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第5号「非農地証明願について」は、これを承認し、証明書を下付することに決定をいたしました。 続きまして、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
係 長	6ページをお願いします。 議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」でございます。件数は5件、内訳といたしまして、田が2筆1,710㎡、畑が4筆5,039㎡の計6筆6,749㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 内訳といたしまして、 ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ2筆2,044㎡。 ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆425㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が3件で、 田が1筆1,285㎡、畑が2筆2,995㎡の計3筆4,280㎡。 以上件数は5件、内訳といたしまして、田が2筆1,710㎡、畑が4筆5,039㎡の計6筆6,749㎡でございます。 議案第6号の説明は、以上でございます。この内容でよろしければ、中間管理機構への要請を総会後速やかに行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ要請することに決定しました。
大西委員	新聞報道で、農地中間管理機構を通じて農地を貸した際に、固定資産税の減額措置が講じられるはずが、農業委員会から固定資産税担当課に情報提供されないために従来通りの課税がされているケースが全国的に確認されているようであるが、伊勢市ではきちんと減額措置が講じられているのか。
係 長	確認します。 (総会終了後、適切に処理していることを確認。)
中西正夫委員	農地の貸人と借人の間でトラブルが起こった場合、農地中間管理機構は対応してもらえるのか。
係 長	農地中間管理機構が仲介することで、貸し借りが円滑に進んだ事例もあるので、できる限りの対応をしていただいていると思います。
議 長	以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長	続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農用地利用集積計画の中途解約について 4 件（説明内容記録省略） 2. 農地法第 5 条の規定による許可の取消について 1 件（説明内容記録省略） 報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。 す。
係 長	それでは事務局から 1 点、連絡させていただきます。 1 点目は、今月の現地調査のお願いでございます。 ・ 9 月 2 6 日（金） 澤村 元弘 委員、 松野 武史 委員 ・ 9 月 2 9 日（月） 南平 博哉 委員、 松岡 壯次 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日 9 時まで、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。なお、駐 車禁止区画の期間が長いので、みなさまに案内図を配布させていただきました。 連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第 2 3 7 回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____